

自転車通勤規程

第1章 総則

(目的)

第1条

この規程は、株式会社ケイトオブ東京（以下、「当社」という。）の自転車通勤に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条

- 本規程は、従業員が通勤のために使用する自転車(道路交通法に定める自転車をいう。以下同じ)について適用する。
- 本規定は、当社の全ての従業員に適用する。

(自転車通勤の許可)

第3条

- 自転車通勤を行う者は、自転車通勤許可申請書を管理部に提出し、その承認を得た後でなければ、当該自転車を通勤に使用できない。
- 承認基準については民間保険(自転車保険：対人賠償及び対物賠償とも無制限)に加入していなければならない。
- 申請内容に変更のあった場合は、速やかに管理部に届け出て、再承認を受けなければならない。
- 承認を受けた場合であっても、当該自転車を会社の許可なく業務に使用してはならない。

(運転禁止)

第4条

- 自転車に乗車する場合は、道路交通安全に関する法令に従って運転を行なうと共に、以下の各号に定める運転をしてはならない。
 - 飲酒運転
 - 携帯電話を使用しながらの運転
 - 自転車の業務使用
 - 労働時間中の私用での自転車の使用
 - 整備不良の自転車の使用
 - 過度の疲労等、安全運転が困難と予想される状態での運転

- (7)天災地変、その他道路事情が安全運転に困難と予想されるとき。
- (8)その他、道路交通法令が禁止している事項に該当するとき。

- 2. 前項各号に該当する行為をした場合には、自転車通勤の承認を取り消すことがある。
- 3. 会社は、自転車通勤を認めることが相当でないと判断した場合、自転車通勤の承認を取り消すことがある。

(求償権および懲戒)

第5条

社員が自転車による事故を起こし、そのために会社が損害を受けたときは、会社はその損害について本人に賠償を請求し、懲戒処分をすることがある。

(使用承認および取消)

第6条

- 1. 使用承認基準を欠いた場合、承認は自動的に消滅するが、この場合は遅滞なく管理部に届け出なければならない。
- 2. 運転禁止事項に違反して事故を起こした場合は直ちに承認を取り消す。
- 3. 以上の他、会社が必要と認めた場合は承認の取消をすることがある。

(報告義務)

第7条

自転車通勤者が通勤途上に事故を起こした場合は、直ちに管理部に報告し指示に従わなければならない。

(責任の所在)

第8条

- 1. 自転車通勤者が通勤途上に起こした事故について、会社は賠償責任を負わない。
- 2. 従業員の自転車使用による事故について、会社は第三者に対する賠償責任を負わない。
- 3. この規程に違反している間に起こした事故について、会社は賠償責任を負わない。
- 4. 自転車の駐輪中における破損、盗難等の事故について、会社はその補償を行わない。

(運転権委譲の禁止)

第9条

自転車通勤を認められた者は、その自転車を他に使用させてはならない。

(民間保険の加入)

第10条

1. 自転車通勤をする者は、必ず任意保険(自転車保険：対人賠償及び対物賠償とも無制限)に加入し会社に報告しなければならない。

2. 従業員は、会社から自転車保険の保険証券、その他会社が必要と判断する資料の提示を求められた場合、これに応じなければならない。

(使用承認基準と期間)

第11条

1. 使用承認基準は以下の各号に定めるとおりとする。

(1)交通の便宜上、自転車の通勤が必要である者。

(2)その他、会社に承認された者。

(3)上記の一項目以上の条件を満たし、かつ許可申請書提出前1ヶ年において、第5条の取り消し事項に触れない者。

2. 承認期間は1年以内とし、毎年10月1日に更新する。

3. 更新は自動更新とせず、所定の承認手続を取らなければならない。

(通勤手当の支給)

第12条

自転車通勤者に対する通勤手当の支給は、別に定める賃金規程による

(罰則)

第13条

従業員が本規程に違反した場合、就業規則に基づく処分を行う。

(附則)

本規程は、2022年10月1日より実施する